

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

1. 事業者概要

事業者名 : 市川市高齢者サポートセンター大柏
所在地 : ①市川市大町537番地 ②市川市南大野2-3-19大柏出張所
事業者番号 : 1200800181号
連絡先 : ①047-338-6595 ②047-303-9555
開設年月日 : 平成27年11月1日
サービス提供地域 : 大町、大野町、南大野、柏井町、奉免町

2. 事業者職員

管理者 (兼務)
社会福祉士
主任介護支援専門員
保健師
介護支援専門員 事務員

3. サービス提供日・提供時間

サービス提供日 : 月曜日 ~ 金曜日
サービス提供時間 : 午前8時45分 ~ 午後5時15分
(但し、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く)

4. 利用料金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、介護保険から全額給付をされるため原則として自己負担はありません。ただし、介護保険適用の場合でも、介護保険料等の滞納により、法定代理受領ができない場合があります。その場合は、一旦1ヶ月あたりの料金をご負担いただき、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日、保険者の窓口に提出しますと全額の払戻しを受けることができます。
- (2) 事業者のサービス提供地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要です。
- (3) 事業者もしくは居宅介護支援事業者は、契約者又は契約者の家族からの契約者に関するサービス提供の実施記録の閲覧又は複写に応じます。複写については、実費負担をお願いします。

5. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの終了

(1) 契約の終了

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- ・利用者がサービス提供地域外に住所を移転した場合
- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者が要介護認定を受けた場合
- ・利用者が死亡した場合

(2) 利用者の解除

- ①利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合には、1ヶ月以上の予告期間をもって書面により届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
- ②利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合に、直ちにこの契約を解除することができます。

(3) 事業者の解除

- ①事業者は利用者に対し、やむを得ない事情等によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、1ヶ月以上の予告期間をもって書面により通知し、予告期間満了日に契約は解除されます。また、その場合は責任をもって他の指定介護予防支援事業者を引き継ぎを行います。
- ②事業者は利用者に対し、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、1ヶ月以上の予告期間をもってこの契約は解除することができます。

6. サービス相談・苦情等の窓口

サービスに関する相談や苦情については、下記窓口までお申し出て下さい。

《事業者の相談・苦情等の窓口》

- | | |
|-------------------|----------------|
| ・市川市高齢者サポートセンター大柏 | 担当 長谷川 泰敏 |
| | 電話047-338-6595 |
| ・社会福祉法人 市川朝日会 | 理事長 新本 雄健 |
| 千葉県市川市大町537番地 | 電話047-337-6565 |

《市川市の相談・苦情等の窓口》

- ・市川市福祉部介護保険課(施設グループ) 電話047-334-1111 (代表)

私は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 市川市高齢者サポートセンター大柏
説明者

印

私は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受けました。

利用者
代理人又は署名代筆者

印
印

(利用者との関係：)